

令和 7 年度公用車売払い条件付一般競争入札実施要領

1 入札物件

別添公売対象物件一覧のとおり（28件）

2 入札参加者の資格

(1) 入札者の要件

入札参加申込み時点で奥州市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録している者及び市内に営業所等を有する事業者とし、事前に入札予定物件の下見を行った者とする。

(2) 次の事項のいずれかに該当する場合は、入札に参加することはできない。

ア 成年被後見人

イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結について法定代理人の同意を得ない者

ウ 破産者で復権を得ない者

エ 市税に未納がある者

オ 過去に市の公用車入札に参加し、落札者が義務を履行していない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 10 月 23 日(木)から令和 7 年 11 月 26 日(水)までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）

(2) 場所

奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

奥州市役所本庁 3 階 財務部財産運用課管財係

電話：0197-34-2113

4 入札参加申込受付

(1) 申込方法

(4)に規定する書類を(3)の受付場所へ持参すること。

(2) 受付期間

令和 7 年 10 月 27 日(月)から令和 7 年 11 月 12 日(水)までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）

(3) 受付場所

奥州市財務部財産運用課管財係（奥州市役所本庁 3 階）

所在：奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電話：（代表）0197-24-2111 （直通）0197-34-2113

(4) 申込書類

ア 個人の場合

(ア) 入札参加申込書（様式 1 号）

(イ) 住民票抄本

(ウ) 入札保証金に係る届出書（様式 3 号）

提出の際は、金額が見えないように封かんし、封筒の表面に「入札保証金に係る届出書在中」、「令和 7 年度公用車売払い条件付一般競争入札」及び「入札者名」を記載して提出すること。

(エ) 市税に未納がないことの証明書（様式 4 号）

奥州市が交付する場合は、様式 4 号とし、交付後 1 箇月以内のものに限る。奥州市以外の自治体が交付する場合は、任意の様式とし、交付後 1 箇月以内のものに限る。

(オ) 公用車売払い条件付一般競争入札実績調書（様式 5 号）

(カ) 同意書（様式 6 号）

未成年者、被保佐人及び被補助人が参加する場合、法定代理人の同意が必要。

イ 事業者の場合

(ア) 入札参加申込書（様式 1 号）

(イ) 法人登記簿謄本の写し（全部事項証明書）

法務局が発行するもので発行後 3 箇月以内のものに限る。

(ウ) 入札保証金に係る届出書（様式 3 号）

提出の際は、金額が見えないように封かんし、封筒の表面に「入札保証金に係る届出書在中」、「令和 7 年度公用車売払い条件付一般競争入札」及び「入札者名」を記載して提出すること。

(エ) 市税に未納がないことの証明書（様式 4 号）

奥州市が交付する場合は、様式 4 号とし、交付後 1 箇月以内のものに限る。奥州市以外の自治体が交付する場合は、任意の様式とし、交付後 1 箇月以内のものに限る。

(オ) 公用車売払い条件付一般競争入札実績調書（様式 5 号）

ウ 使用する印鑑

(ア) インク浸透印(ゴム印)の使用は認めない。

(イ) すべての申込書類に同じ印鑑を使用すること。

(5) 入札参加資格の決定

入札参加申込者（以下「申込者」といいます。）の入札への参加資格を審査し、資格があると認めたときは入札参加者資格決定通知書（様式 2 号）により申込者へ通知します。

5 入札保証金

(1) 納付金額

入札保証金は、入札金額の100分の 5 以上の金額とする。

(2) 納付方法及び期限

市が発行する納付書により、令和 7 年11月20日（木）までに金融機関で納付すること。

(3) 入札保証金の免除

入札保証金の免除は、奥州市財務規則（平成18年奥州市規則第57号。以下「規則」とい

う。) 第119条の規定に定めるところにより、過去2年の間に国または地方公共団体と公用車売払い一般競争入札での契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行した場合、入札保証金を免除することが出来る。

(4) 入札保証金の還付

入札の結果、落札に至らなかった場合、もしくは、入札保証金の額が売買代金を超過した場合は、入札保証金還付請求書(様式9号)の提出を受けた日の翌日から2週間以内の日において、指定された金融機関へ口座振込により還付する。

(5) 落札者の入札保証金

入札保証金は、落札者からの申出がない限り契約保証金に充当するものとする。

6 入札物件公開の場所及び日時

(1) 場所及び日時

①江刺車両センター(江刺大通り1-8)

旧江刺医師会館(江刺西大通り4-11-2) 10月27日(月)午前・午後

②衣川歯科診療所(衣川古戸52)

国見平スキー場(衣川長塚303) 10月28日(火)午後

③前沢学校給食センター(前沢字河ノ畑70)

10月29日(水)午後

④まごころ病院(胆沢南都田字大持40)

10月30日(木)午前

⑤旧水沢勤労青少年ホーム(水沢大鐘町2-70)

10月30日(木)午後

※ 午前9時から午前11時30分及び午後1時30分から午後4時まで(全日共通)

※ 事前に申込みが必要

上記日程での下見が困難な場合、10月31日(金)を予備日として下見の受付を行う。予備日は上記すべてを公開。

※ 事前に申込みが必要。

(2) 申込先

奥州市財務部財産運用課管財係 担当: 菊池 0197-34-2113

(3) その他

上記のとおり物件を公開いたしますので、必ず入札予定物件の下見を行なったうえで申し込みください。

7 入札及び開札

(1) 日時 令和7年11月26日(水)午後1時30分から (物件ごとに順次行う)

受付時間は午後1時から午後1時20分まで

※ 受付時間に遅れた場合は、辞退とみなします。

(2) 入札場所 奥州市役所本庁3階303会議室(奥州市水沢大手町一丁目1番地)

(3) 入札に持参するもの

ア 入札参加資格決定通知書(様式2号)

イ 入札書(様式7号)

※ 入札書の押印は申込の手続きに使用した印鑑を使用すること。(インク浸透印(ゴム印)は不可)

ウ 身分証明書(運転免許証等)

エ 入札参加申込書（様式 1 号）に押印した印鑑（代理人の場合は、委任状に押印した印鑑）

オ 委任状（様式 8 号）

※ 代理人が入札に参加する場合（物件ごとに用意すること）。

カ 入札保証金の納付に係る領収書の写し

※ 提出の際は、金額が見えないように封かんし、封筒の表面に「入札保証金領収書（写）在中」、「令和 7 年度公用車売払い条件付一般競争入札」及び「入札者名」を記載して提出すること。

キ 入札保証金還付請求書（様式 9 号）

(4) 入札方法等

ア 入札者は、第 4 項第 5 号において入札への参加資格があると認めた者としてします。

イ 入札者は、入札書（様式 7 号）に住所、氏名及び入札金額を記入すること。委任状をもって入札に参加する場合、代理人の氏名も記入すること。入札金額は、消費税及び地方消費税（消費税額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を記入すること。

ウ 1 回目の入札ですべての入札者の入札金額が予定価格を下回った場合は、再度入札（2 回目）を行う。再度入札でも同様に予定価格を下回った場合は、再々度入札（3 回目）を行う。再々度入札でも下回った場合は入札を不調とする。

(5) 開札

入札後、ただちに開札します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 明らかに連合によると認められた入札
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- (6) 入札に際し不正な行為があると認められた入札
- (7) 郵送又は電子メールによる入札
- (8) 入札保証金の 20 倍を超える入札金額による入札

9 入札の中止等

- (1) 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。この場合において、入札者又は代理人が損害を受けることがあっても、市は弁償の責を負いません。
- (2) 入札を中止したときは、既に納付された入札保証金を還付します。

10 落札者の決定

条件付一般競争入札により、奥州市が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。

なお、最高の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、抽選によって落札者を決定する。

11 契約の締結

市と落札者は、令和7年12月3日(水)までに書面をもって契約を締結する。

12 契約保証金

(1) 納付金額

契約保証金は、落札金額の100分の5以上の金額とする。

なお、契約保証金は売買代金に充当するものとする。

(2) 納付方法及び期限

入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、市が発行する納付書により、契約締結日までに金融機関で納付すること。

(3) 契約保証金の免除

契約保証金の免除は、規則第134条の規定に定めるところによる。

13 売買代金の納付

落札者は、令和7年12月15日(月)までに売買代金を完納すること。

14 入札物件の引渡し等

(1) 名義変更及び所定の手続きは落札者が行うこと。

(2) 名義変更は落札者の名義で行うこと。

(3) 名義変更後は、車検証の写しを令和7年12月23日(火)までに財産運用課管財係まで提出すること。

(4) 取得及び名義変更に係る税、手数料等の一切の費用は落札者が負担すること。

(5) 入札物件は、現状のまま引き渡すものとする。

(6) 入札物件の引渡しは、名義変更手続きの完了及び売買代金納入を確認した後とし、令和7年12月26日(金)までに搬出を完了すること。搬出を行わない場合、市は売買契約を解除することが出来るものとする。その場合、売買契約者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市へ支払う。

(7) 車体に市名等の表示がある場合は、落札者が抹消することとし、抹消したことが確認できる写真等を令和8年1月9日(金)までに提出すること。

(8) 入札物件の引き渡し後に、品質、種類に関して契約の内容と適合しない点が判明した場合であっても市は一切の責任を負わないものであること。